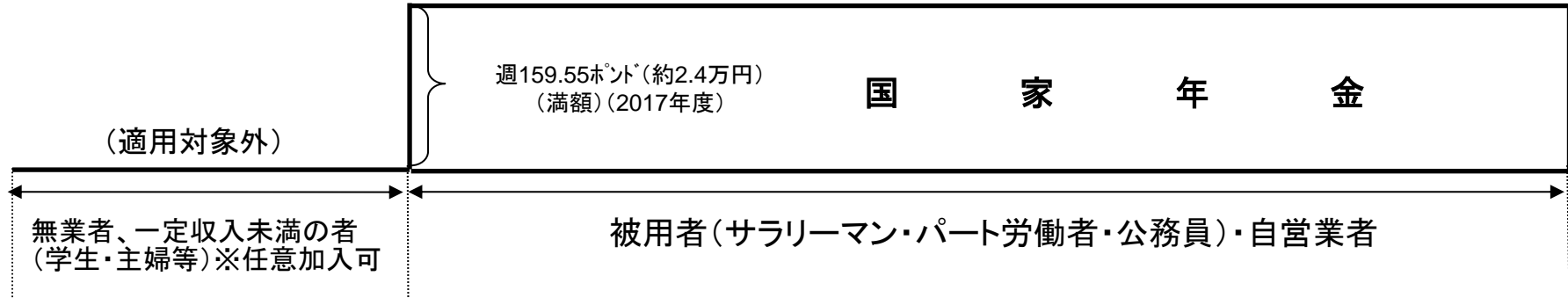


# 英国の年金制度概要

## 【概念図】



## 【制度の概要】

被用者・自営業者を通じた定額の一階建て(社会保険方式)

- 対象者 (2017年末) … 被用者 : 週113ポンド\*(約1.7万円) (年5,876ポンド\*(約87.6万円))以上の賃金がある者  
自営業者 : 年6,025ポンド\*(約89.8万円)以上の所得のある者
- 保険料率 (2017年末) … 被用者 : 0% (週113ポンド\*(約1.7万円)～週157ポンド\*(約2.3万円)の部分)  
25.8% (労 12.0%・使 13.8%) (週157ポンド\*超～週866ポンド\*(約12.9万円)の部分)  
15.8% (労 2.0%・使 13.8%) (週866ポンド\*超の部分)  
※保険料は、年金の他、雇用保険等の給付に充てるものとして徴収。  
自営業者 : 週2.85ポンド\*(約420円)※定額 (所得が年6,025ポンド\*(約89.8万円)以上の者)  
9% (年8,164ポンド\*(約121.6万円)～年45,000ポンド\*(約670.5万円)の部分)  
2% (年45,000ポンド\*超の部分)
- 支給開始年齢 (2017年末) … 男性:65歳 女性:64歳3か月  
※女性は2018年中に65歳に引上げ予定。男女ともに2046年までに68歳に引上げ予定
- 最低加入期間 … 10年
- 財政方式 … 賦課方式
- 国庫負担 … 原則なし

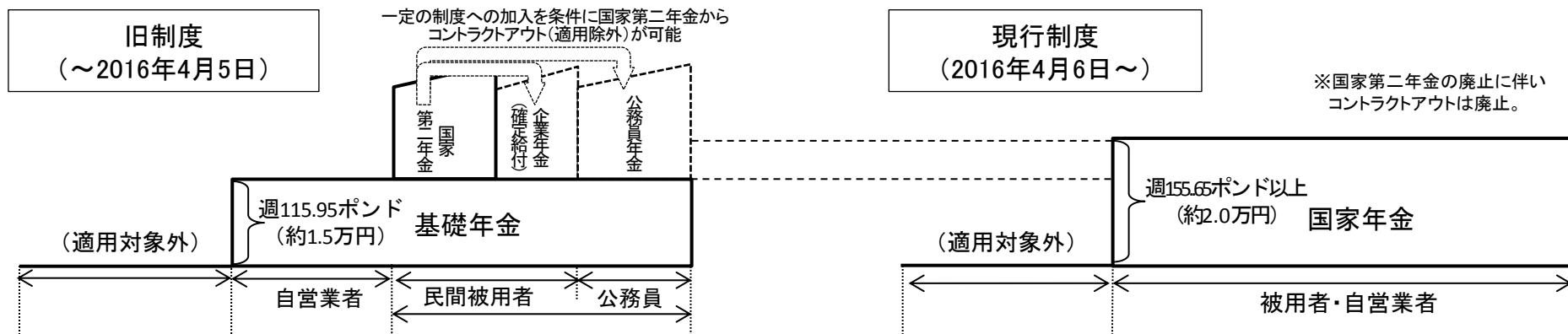
# 【給付の構造】

## (老齢年金額の算定式)

国家年金(単身) 週159.55ポンド(約2.4万円) (満額)(2017年度)

※満額受給に必要な保険料納付期間は35年。それに満たない場合は、期間に応じて減額される。

### (参考)新旧制度比較(概念図)



※年金額については、2016年当時の金額及び換算レートを使用

# 【沿革】

1948年	国民保険(NI)制度発足
1978年	報酬比例年金制度(SERPS)発足、適用除外制度(報酬比例年金制度への加入免除)の導入
1986年	1986年 年金法成立(適用除外制度の要件緩和、報酬比例年金制度(SERPS)給付水準引下げ等)
1995年	1995年 年金法成立(女性の支給開始年齢引上げ)
2001年	ステークホルダー年金(任意加入の確定拠出型個人年金)制度の導入
2002年	国家第二年金(S2P)の導入(報酬比例年金(SERPS)は廃止)
2007年	2007年 年金法成立(基礎年金の受給資格期間の撤廃、支給開始年齢の引上げ等)
2008年	2008年 年金法成立(職域年金制度への自動加入制度の採用等)
2011年	2011年 年金法成立(支給開始年齢引上げの前倒し)
2014年	2014年 年金法成立(基礎年金と国家第二年金に代わる定額・一層型年金制度の創設、支給開始年齢引上げの前倒し等)
2016年	定額・一層型年金制度の施行